

答 申

第1 審査会の結論

異議申立人が行った公文書開示請求に対し、帯広市長がこれを一部開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての内容

平成 26 年 11 月 17 日に提出された異議申立書、同年 12 月 22 日に提出された異議申立理由書及び平成 27 年 2 月 4 日に提出された意見書によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、帯広市情報公開条例（平成 12 年条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき異議申立人が行った「六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、〇〇〇〇事務所の存在、設計者、〇〇〇〇氏の経歴、資格が記載された申請書類（都市計画課が保有することを平成 26 年 9 月 5 日帯広報第 105 号にて確認済み）」の公文書開示請求に対し、帯広市長（以下「実施機関」という。）が平成 26 年 9 月 29 日付けで行った公文書一部開示決定を取り消し、非開示となった部分の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、異議申立理由書及び意見書で主張している理由は、次のように要約される。

(1) 条例第 7 条第 1 号本文該当性（個人情報）

ア 設計者は、都市計画法により認められた実務経験をもって宅地造成工事の設計を業としている。このため、開示を求めている情報は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」に該当し、個人情報には当たらない。

イ 特定の個人を識別できる最も重要な「事務所名・氏名」は、これまでの公文書開示請求に対応して、何らかの正当な法的根拠に基づき、実施機関は公開している。

ウ 六中グラウンド跡地宅地造成工事説明会の際、近隣住民に配布された資

料においても、設計者名は公開されている。

エ 開示を求めている情報は、いずれも、既に開示されている「事務所名・氏名」に比較して、特定の個人を識別できる可能性が極めて低い。

オ 開示を求めている情報は、設計者が仕事を請け負う際に自ら公としていることから、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ」はない。

(2) 条例第7条第1号ただし書ア該当性（個人情報）

設計者は都市計画法等に従い資格審査を受けることを十分認識しており、また、社会通念上、宅地造成に係る設計の実務経験は隠すべき情報とは考えられない。

設計者は、都市計画法に定められた実務経験があるとして宅地造成工事の設計に関する営業活動を行い、仕事を請け負っており、この際、自ら「学歴、主な実務経歴等」を公にしている。

したがって、異議申立てにおいて開示を求めている情報は、「法令若しくは他の条例等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

(3) 条例第7条第1号ただし書イ該当性（個人情報）

本件宅地造成工事の設計は、公共ライフラインを構築するための基礎資料となるもので、土地と住居を購入し移住する住民及び既存の地域住民の「人の生命、健康、生活又は財産」に直結する公共性の高い重要なものであり、都市計画法で定められた様々な規制に準拠するとともに、帯広市の厳正な審査を受けることとなっている。

したがって、開示を求めている情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

(4) 条例第9条該当性（裁量的開示）

人の生命、健康、生活又は財産に関する重要な設計を国及び市が定めた有資格者が実施していることを公表することは、住民の信頼や安心感に寄与し、公益に深く寄与する。

したがって、「開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが、公益上特に必要があると認め

るとき」に該当する。

(5) その他条文該当性（法人情報、事務事業執行情報）

異議申立てにおいて開示を求めている情報は、条例第7条第2号（法人情報）と同条第5号（事務事業執行情報）の非開示情報に該当しない。

(6) 市が行った開示には、「特定の個人を識別することができる情報」の対応に整合性がなく、ご都合主義である。

第3 実施機関の説明要旨

平成27年1月14日付け理由説明書及び同年3月31日実施の事実の陳述によれば、実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件文書について

実施機関は、本件文書を次のとおり特定した。

- (1) 設計者の資格に関する申告書
- (2) (1)に添付された主な設計経歴
- (3) (1)に添付された卒業証明書の写し

2 非開示部分

本件文書の非開示部分は、それぞれ次のとおりである。

(1) 設計者の資格に関する申告書

ア 学歴欄

学校の名称、学部及び学科、在学期間、所在地、卒業中退の別

イ 主な実務経歴欄

勤務先、所在地、在職期間（合計年月）、職務内容（全て現在のものを除く。）

ウ 技術士法または建築士法による資格欄

都市計画法施行規則第19条の該当資格

(2) (1)に添付された主な設計経歴

事業主体、工事施行場所（ともに法人に関する部分を除く。）

(3) (1)に添付された卒業証明書の写し

氏名、生年月日、卒業年月日、課程、学科、卒業証明書発行年月日、卒業学校名、卒業学校学校長名（印影を含む。）、卒業学校割印、卒業学校証明番号

3 非開示部分該当性等

(1) 条例第7条第1号本文該当性（個人情報）

異議申立人が開示を求めている情報は、「事業を営む個人の情報」ではあるが、「当該事業に関する情報」とはいえず、設計者個人に関する情報そのものである。

「特定の個人を識別することができるもの」には、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」と規定されており、異議申立人が開示を求めている情報は、「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

なお、本件処分では、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を根拠としていない。

(2) 条例第7条第1号ただし書ア該当性（個人情報）

本件では、「法令若しくは他の条例等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する具体的事実がない。

このため、条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

(3) 条例第7条第1号ただし書イ該当性（個人情報）

当該規定を適用するには、高い公共的必要性が求められる。

単に公共性のある工事であることのみをもって、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえない。

単に公共性のある工事であることと個人情報を保護する利益とを比較すると、個人情報を開示する必要性は認められない。

このため、条例第7条第1号ただし書イに該当しない。

(4) 条例第9条該当性（裁量的開示）

当該規定を適用するには、高い公共的必要性が求められる。

単に住民の信頼や安心感に寄与することのみをもって、「公益上特に必要があると認めるとき」とはいえない。

単に住民の信頼や安心感に寄与することと個人情報を保護する利益とを比較すると、個人情報を開示する必要性は認められない。

このため、条例第9条に該当しない。

(5) その他条文該当性

本件処分においては、条例第7条第2号（法人情報）と同条第5号（事務事業執行情報）を根拠として非開示とはしていない。

第4 審査会の判断

1 本件対象公文書

本件請求は、六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、設計者の学歴、経歴、資格等が記載された申請書類に関する公文書の開示を求めるものである。

実施機関は、対象公文書として、「第3 実施機関の説明要旨 1 本件文書について」の(1)～(3)を特定した。

2 非開示部分

本件文書のうち、実施機関が原決定において非開示とした部分は、「第3 実施機関の説明要旨 2 非開示部分」に記載したとおりである。

3 異議申立ての審査対象範囲

異議申立人は、異議申立書の中で、「第3 実施機関の説明要旨 2 非開示部分 (1) 設計者の資格に関する申告書」で非開示とした情報についてのみ開示を求めているようにも読み取れるが、異議申立人が提出した資料の中で上記以外の部分についても言及していることから、本件処分において非開示とした全てについて、異議申立ての審査対象とする。

4 非開示理由該当性

(1) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」該当性

ア 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容等の事業活動そのものに直接関係する情報をいい、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報は、これには該当しない。

イ 本件では、異議申立人が開示を求めているいずれの情報も、典型的な個人情報である学歴、経歴、資格に関する情報であると認められ、事業内容等の事業活動そのものに直接関係する情報とはいえ、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」には当たらない。

(2) 条例第7条第1号本文該当性（個人情報）

ア 設計者の資格に関する申告書のうち、学歴、主な実務経歴

これについては、個人に関する情報であって、他の情報と照合すること

により、特定の個人を識別できることは明らかであり、条例第7条第1号本文に該当する。

イ 設計者の資格に関する申告書のうち、都市計画法施行規則第19条の該当資格

これについては、開示することにより、都市計画法施行規則第19条の規定と照合することで大卒・高卒などの最終学歴区分が分かるため、学歴の一部分の情報といえる。

このため、都市計画法施行規則第19条の該当資格は、学歴と同様、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることは明らかであり、条例第7条第1号本文に該当する。

ウ 設計者の資格に関する申告書に添付された主な設計経歴のうち非開示とした部分

非開示とされた部分は、事業主体が個人の「事業主体（氏名）」及び「工事施工場所（住所）」であり、特定の個人を識別することができることは明らかであるため、条例第7条第1号本文に該当する。

エ 設計者の資格に関する申告書に添付された卒業証明書のうち、非開示とした部分

卒業証明書のうち、氏名については、既に設計者の資格に関する申告書において氏名を開示していることから、これを開示すべきであるとも考えられる。しかしながら、条例第7条第1号では非開示情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるもの」と定めており、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当しない限り、個人を識別可能な個人情報非開示とするものである。このため、卒業証明書の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第1号本文に該当するといわなければならない。

(3) 条例第7条第1号ただし書ア該当性（個人情報）

ア 異議申立人が開示を求めているいずれの情報も、法令等の規定により、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

イ 異議申立人は、設計者が営業活動に当たり自ら「学歴、主な実務経歴等」

を公にしており慣行により公にされている旨を主張する。しかし、仮に設計者が営業活動に当たり特定の営業先にこれらの情報を知らせていたとしても、このことをもって広く社会一般に知られているとまではいえない。

一般に、設計者が自らの「学歴、主な実務経歴等」を常に公にするまでの必要は認められず、また、これらの情報が、慣行により、公にされ、又は公にすることが予定されているとは解されない。

ウ このため、異議申立人が開示を求めているいずれの情報も、条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

(4) 条例第7条第1号ただし書イ該当性（個人情報）

ア 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかは、非開示とすることにより保護される個人の権利利益と開示することにより保護される開示請求者の権利利益とを比較衡量し、決定するものである。

本件では、学歴、主な実務経歴、技術資格等の異議申立人が開示を求めているいずれの情報も、それ自体個人情報であり、しかも個人的な性格の強い、いわばプライバシー性の高い情報であって、その意味では最大限保護されなければならない情報と解される。その一方で、異議申立人が開示を求めているいずれの情報についても、開示することにより得られる権利利益に関する異議申立人の主張は、高い公共性などの抽象的な主張にとどまっており、本件設計者に係る個人情報そのものが異議申立人のいう高い公共性と本件において個別的具体的にいかなる関係を有するかまでの主張がされているとはいえない。

これらを踏まえると、開示することにより保護される開示請求者の権利利益が非開示とすることにより保護される個人の権利利益よりも優先するとはいえない。

イ このため、異議申立人が開示を求めているいずれの情報も、条例第7条第1号ただし書イに該当しない。

(5) 条例第9条該当性（裁量的開示）

条例第9条は、第7条各号により非開示とされるべき情報について、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行う余地を残す規定である。

本条を適用するには、条例第7条各号により保護されるべき利益を上回る公益上の必要性が認められる必要がある。

本件では、学歴、主な実務経歴、技術資格等の異議申立人が開示を求めているいずれの情報も、開示することにより得られる権利利益に関する異議申立人からの主張は、住民の安心感などの抽象的な主張にとどまっており、個別的具体的な主張がなされているとまではいえない。

このため、条例第7条各号により保護されるべき利益を上回る公益上の必要性が認められず、条例第9条に該当しない。

(6) その他条文該当性

本件では、実施機関は、条例第7条（個人情報）を根拠として非開示としており、同条第2号（法人情報）と同条第5号（事務事業執行情報）を根拠として非開示とはしていないことから、当審査会ではこれらについて判断する必要がない。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成 26 年 12 月 25 日	・ 諮問実施機関より諮問書を受理
平成 26 年 12 月 25 日	・ 実施機関に対し、理由説明書の提出について通知
平成 27 年 1 月 14 日	・ 実施機関より理由説明書を受理
平成 27 年 1 月 20 日	・ 実施機関に対し、事実の陳述について通知
平成 27 年 1 月 20 日	・ 異議申立人に対し、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について照会
平成 27 年 1 月 22 日	・ 実施機関から、事実の陳述に係る報告を受理
平成 27 年 2 月 4 日	・ 異議申立人から、意見書を受理 ・ 口頭意見陳述を申し立てない旨の送り状を受理
平成 27 年 2 月 9 日	・ 実施機関に対し、事実の陳述の日時及び場所の変更について通知
平成 27 年 2 月 10 日	・ 実施機関から、再度、事実の陳述に係る報告を受理
平成 27 年 3 月 31 日	・ 実施機関の事実の陳述 ・ 審議
平成 27 年 5 月 29 日	・ 答申

第6 帯広市情報審査会委員（五十音順）

氏 名	備 考
岡崎 まゆみ	会長職務代理者
加藤 幸子	
千々和 博志	会 長
藤本 長章	
三井 麻美	